

福山市立大学FD委員会規程

平成23年4月1日

福山市立大学規程第16号

改正 平成27年1月15日規程第12号

(趣旨)

第1条 福山市立大学に、教員が自ら行う授業の内容や方法を絶えず見直ししながら、教育指導の質の維持・向上に努めることを目的に、FD委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 教育学部長
- (3) 都市経営学部長
- (4) 教育学部教員 2人
- (5) 都市経営学部教員 2人
- (6) 学務課長

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、又は実施する。

- (1) FDの企画及び実施に関する事項
- (2) FDに係る調査研究に関する事項
- (3) その他FDの推進に関する事項

(任期)

第4条 第2条第4号及び第5号に定める委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項に規定する委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、学長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が審議に必要があると認めた場合は、委員会の同意を得て、委員以外の者に会議への出席を求め、審議事項について説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、事務局学務課で行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。